

マイナンバーカードの保険証利用で

**限度額適用認定証**

**…もう必要ありません！**



## 限度額適用認定証ってなに？

窓口でのお支払が高額になる場合に、所得に応じた限度額までのお支払いにするために医療機関・薬局に提示する認定証のことです。

## 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、**事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要**でした。

これからは

**「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除**されます。

※対応医療機関において、マイナンバーカードを提示し、本人同意の手続きが必要です。

## 【ご利用にあたっての注意事項】

- ◆一部対応できない医療機関・薬局があります。対応医療機関は次の方法でご確認ください。

ステッカー・ポスターが掲示されています。



厚生労働省のホームページでご確認願います。



- ◆組合員が市町村民税非課税かつ標準報酬53万円未満の場合、これまでどおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付手続きが必要になります。

⇒ 該当の方は、所属所の共済事務担当課にてお手続き願います。

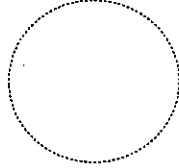


お問い合わせ先：保険課 医療・保健グループ TEL 077-525-5783

## 限度額適用認定証が必要な方へ

受診される医療機関等において、マイナンバーカードの保険証利用ができないなど、「限度額適用認定証」が必要な場合、  
これまでどおり「限度額適用認定申請書」を共済事務担当課に提出し、交付手続きをお願いします。

受 付 印



決 裁	課 長	課長補佐	G L	担 当	合 議	公印使用 承認印

短期請求等様式第19号

資格取得年月日		資格喪失年月日		※決定年月 日	
---------	--	---------	--	------------	--

## 限度額適用認定申請書

組合員証 記号番号	—	組合員 氏 名		所属所名	
適用対象者	氏 名	(※ 年 月 日認定)		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日		組合員との続柄	
	住 所	〒 —			
備 考					

上記のとおり限度額適用認定証の交付を申請します。

滋賀県市町村職員共済組合理事長 殿

年 月 日 住所

申請者

氏名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日 職名

所属所長

氏名

### 留 意 事 項

マイナ保険証を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の申請手続きは不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※ ただし、組合員が市町村民税非課税かつ標準報酬月額が53万円未満である場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続きが必要となりますのでご注意ください。